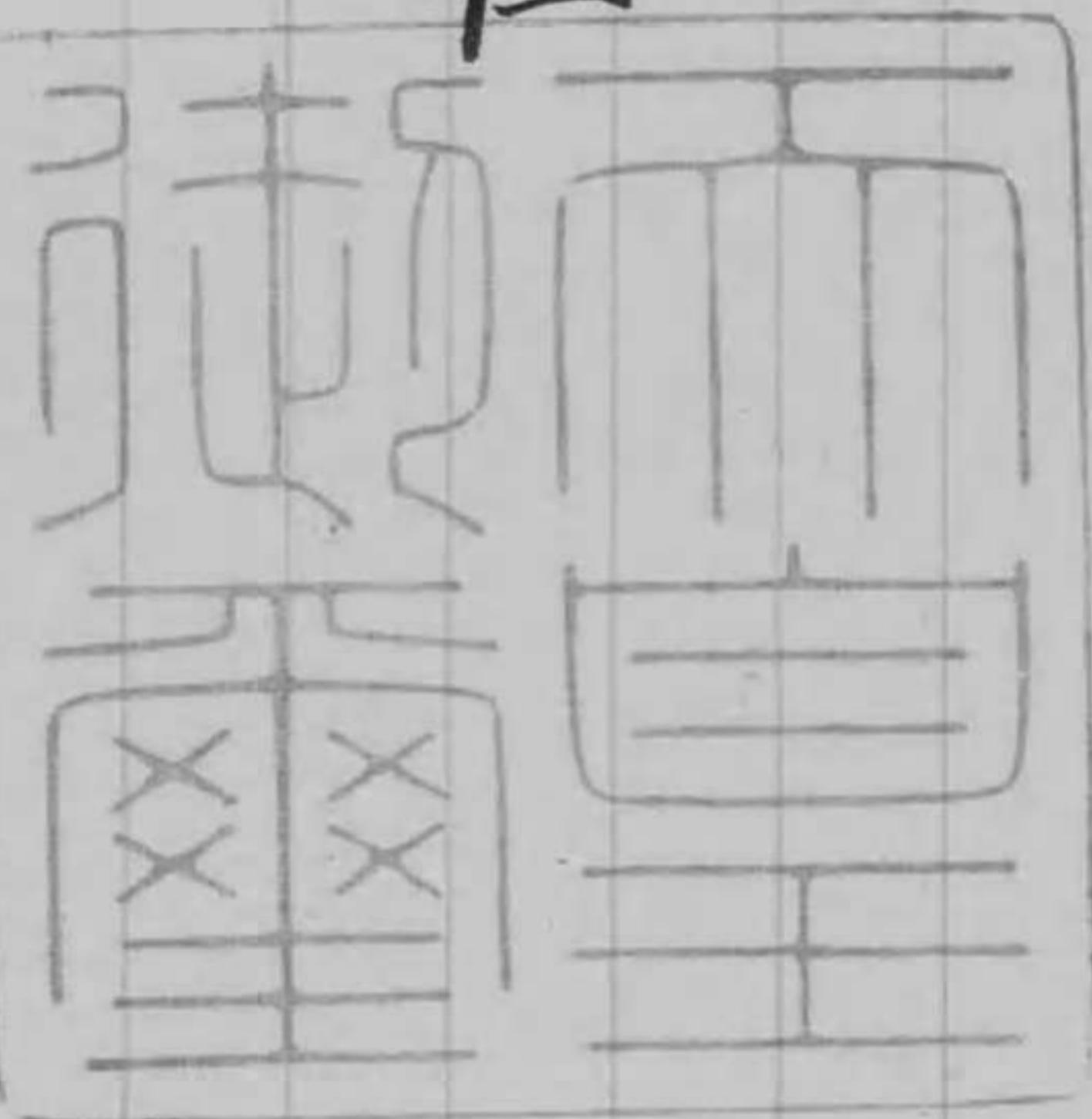


厚生大臣 吉田 勝蔵  
内閣総理大臣 反

文部省関係法令の整理に関する法律  
をここに公布する。

裕仁



昭和二十九年六月一日

内閣

内閣總理大臣 吉田  
内閣總理大臣 吉田  
内閣總理大臣 吉田  
内閣總理大臣 吉田

法律第二百三十五号

文部省関係法令の整理に関する法律

左に掲げる法令は、廃止する。

- 一 古器旧物保存方(明治四年太政官布告第二百五十一号)
- 二 社寺境内樹木濫伐禁止の件(明治六年太政官布告第二百三十五号)
- 三 官立府県立師範学校卒業生の徴兵に関する件(明治二十一年法律第八号)
- 四 市町村立尋常小学校費臨時国庫補助法(昭和七年法律第二十三号)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

内閣總理大臣

吉田  
文

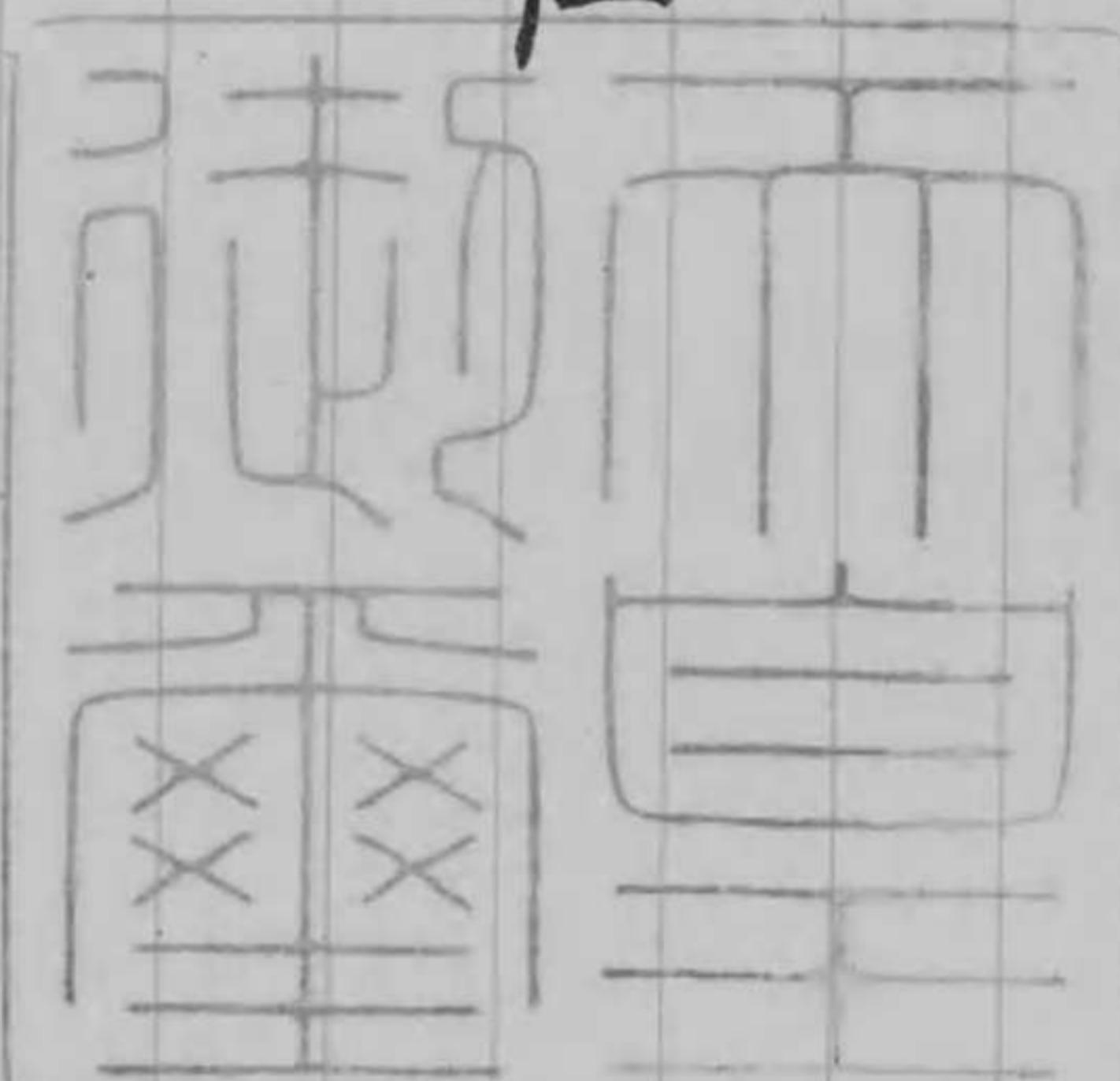
大藏大臣

大藏大臣  
大連茂雄

文部大臣

厚生省關係法令の整理に関する法律をここに公布する。

越仁



昭和二十九年六月一日